

大分市感染症予防計画

令和6年4月

大 分 市

はじめに

1897年（明治30年）の伝染病予防法の制定以来、医学・医療の進歩、公衆衛生水準の向上、国際交流の活発化、薬剤耐性を持つ微生物の増加、地球温暖化の進行などにより、感染症を取り巻く環境は、著しく変化しています。

地球温暖化の進行については、温暖化によって媒介動物の生息域、分布、活動力が拡大する傾向や、高温化に伴って感染力が増大する傾向がみられ、デング熱やウエストナイル熱などの節足動物媒介感染症が国内において流行することが危惧されています。

また、2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、1918年（大正7年）に発生した「スペイン風邪」以来、100年ぶりに起きた世界規模の感染拡大となり、公衆衛生行政や検査機関、医療機関はひっ迫し、飲食店等に対する営業時間の短縮要請なども相俟って、市民生活や地域経済はかつてない甚大な影響を受けました。

今後起こりうる新興感染症の脅威に対応するためには、本市における感染症対策の中核的機関である保健所が、国や県、医療関係団体などの関係機関と連携し、役割分担を明確にする中で、新型コロナへの対応を踏まえ、平時から、大規模かつ急激な感染拡大を見据えた体制を整備し、積極的に感染症対策に取り組む必要があります。

併せて、入院勧告や外出自粛要請など必要な感染症対策を講じる場合には、患者やその家族、医療従事者など感染症に関わる全ての人々の人権を尊重することに常に留意することが重要となります。

そうしたことから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第9条第1項の規定に基づく、厚生労働大臣が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「感染症基本指針」という。）及び感染症法第10条第1項の規定に基づく大分県感染症予防計画（以下「県予防計画」という。）に即して、令和6年4月に施行される感染症法第10条第14項の規定に基づき、本市における感染症対策の総合的な推進を図る基本計画として、大分市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）を策定しました。

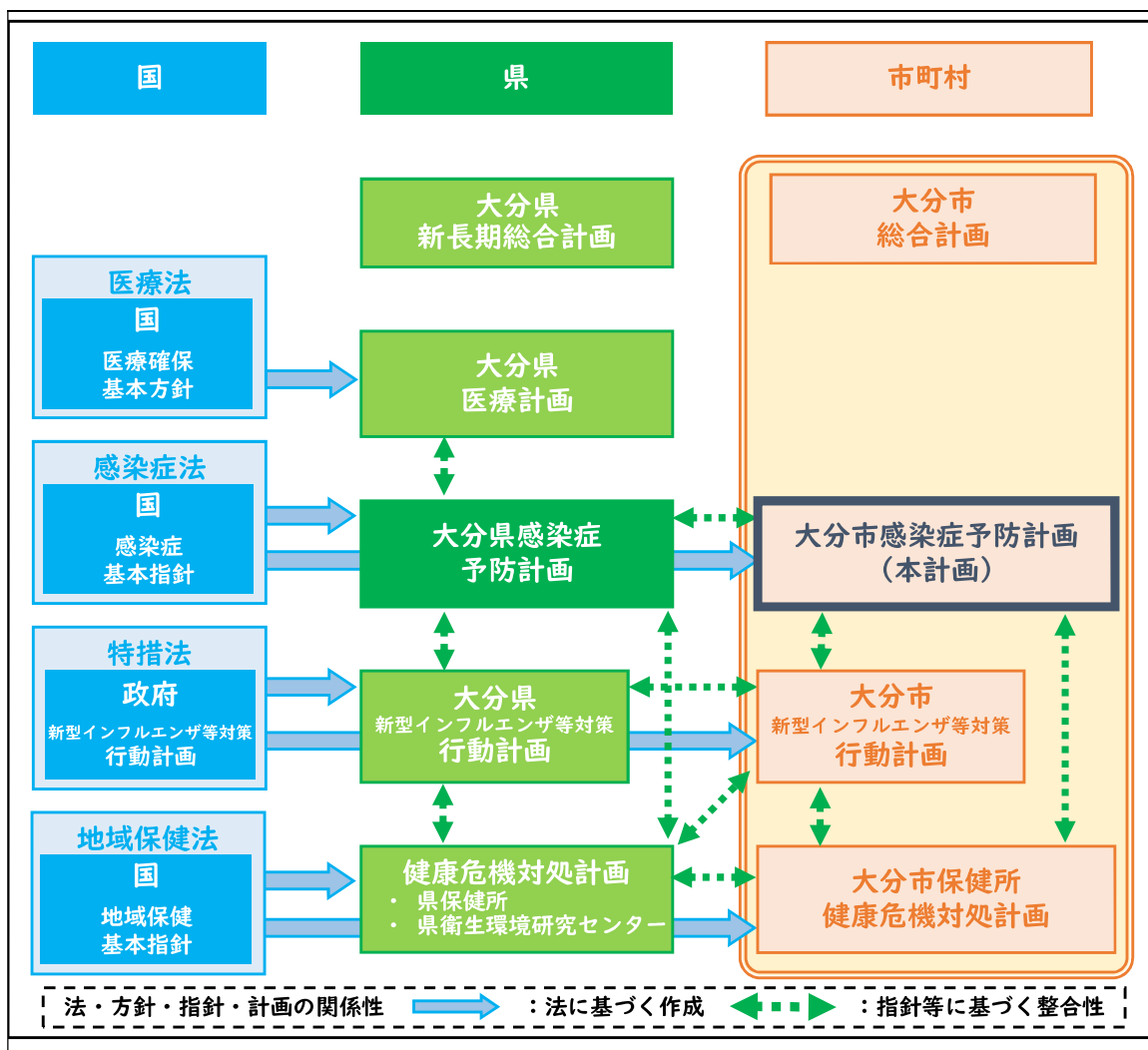
令和6年4月1日

◎ 本計画の位置付け

本計画は、感染症法に基づき、国の感染症基本指針及び大分県感染症予防計画に即して、策定するものであり、本市の最上位計画である「大分市総合計画」、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく「大分市新型インフルエンザ等対策行動計画」等との整合性を図り、感染症対策において、本市が取り組むべき方向性を示す基本計画です。

また、本市及び県保健所・県衛生環境研究センターが定める「健康危機対処計画」等との整合性も図り、新興・再興感染症等の対策に必要な体制等を示す計画でもあります。

なお、感染症基本指針の変更に伴い、予防計画の変更が必要と認めるときは、大分県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）における協議の上、これを変更するものとします。



※ 法・方針・指針・計画の正式名称等については、巻末の「基本用語集」を参照ください。

目 次

(章題名に付した【 】内は、章題名の略称)

第1章 感染症の予防に係る基本的な方向

【基本的方向】

- 1 基本的事項 1
- 2 今後の施策 1
 - (1) 県の果たすべき役割
 - (2) 連携協議会の果たすべき役割
 - (3) 保健所設置市、一般市町村の果たすべき役割
 - (4) 医療関係者の果たすべき役割
 - (5) 市民の果たすべき役割

第2章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

【知識・人権】

- 1 基本的事項 4
- 2 今後の施策 4
 - (1) 感染症に関する啓発及び知識の普及
 - (2) 感染症の患者等の人権の尊重

第3章 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項、感染症及び病原体等に関する情報収集、調査、検査、分析、研究及び公表に関する事項

【予防・まん延防止】

- 1 基本的事項 6
- 2 今後の施策 6
 - (1) 感染症発生動向調査
 - (2) 積極的疫学調査
 - (3) 県衛生環境研究センターにおける取組
 - (4) 本市保健所における取組
 - (5) 感染症指定医療機関等における取組
 - (6) 関係機関及び関係団体との連携

第4章 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

【検査体制】

- 1 基本的事項 10
- 2 今後の施策 10
 - (1) 行政における病原体等検査の実施体制
 - (2) 関係機関及び関係団体との連携

第5章 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

【医療体制】 県予防計画を引用

- 1 基本的事項 12
- 2 今後の施策 14
 - (1) 感染症に係る医療提供の考え方
 - (2) 協定指定医療機関の整備
 - (3) 個人防護具等の備蓄
 - (4) 関係機関及び関係団体との連携

第6章 法に規定する新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活に係る環境整備に関する事項、宿泊施設の確保に関する事項

【療養環境】

- 1 基本的事項 24
- 2 今後の施策 25
 - (1) 健康観察の体制構築
 - (2) 宿泊療養の体制構築
 - (3) 自宅療養に係る支援
 - (4) 施設療養に係る支援
 - (5) 宿泊療養に係る支援

第7章 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

【移送体制】

- 1 基本的事項 27
- 2 今後の施策 27
 - (1) 移送に係る必要な人員体制と車両の確保
 - (2) 消防局等との役割分担・連携に関する協議
 - (3) 移送に係る諸対応に関する協議及び方針の周知

第8章 法の規定による総合調整又は指示の方針に関する事項

【総合調整】 **県予防計画を引用**

- 1 基本的事項 29
- 2 今後の施策 29
 - (1) 県知事による総合調整及び指示
 - (2) 医療提供体制の構築

第9章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項

【緊急時施策】

- 1 基本的事項 31
- 2 今後の施策 31
 - (1) 緊急時における国と地方公共団体間の連絡体制
 - (2) 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制
 - (3) 緊急時における医療関係団体等との連携

第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

【保健所体制】

- 1 基本的事項 33
- 2 今後の施策 33
 - (1) 保健所の体制整備
 - (2) 保健所の人材確保
 - (3) 関係機関及び関係団体との連携

第11章 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

【人材養成】

- 1 基本的事項 35
- 2 今後の施策 35
 - (1) 行政における取組
 - (2) I H E A T 要員に係る取組
 - (3) 医療機関等における取組
 - (4) 医療関係団体等における取組

第12章 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、
又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働
省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

【数値目標】

- 1 基本的事項 38
- 2 今後の施策（目標項目及び数値） 39
 - (1) 医療提供体制
 - (2) 物資の確保
 - (3) 検査体制
 - (4) 宿泊療養体制
 - (5) 保健所の体制整備
 - (6) 人材の養成・資質の向上

[巻末] **資料編** 46

- ・医療提供体制の医療圏別数値目標

基本用語集 47

- ・予防計画における用語及び略語の解説
 - 1 法及び制度等に関する解説
 - 2 感染症の分類等に関する解説
 - 3 組織及び職種等に関する解説